

# 説明資料

〔新たな国際課税ルールに関する合意について〕

令和3年11月12日（金）

財務省

# 新たな国際課税ルールについて

## 課題

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。  
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」(現在は約140か国・地域が参加)において議論が進められ、本年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
- 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分): 2022年に多国間条約策定、各国国内法改正、  
2023年の実施が目標。  
第2の柱(グローバル・ミニマム課税) : 2022年に各国国内法改正、  
2023年(一部は2024年)の実施が目標。  
⇒いずれも、我が国は令和5年度改正以降の税制改正を予定。

## 第1の柱

### 【課税対象】

- ・ 全世界売上が200億ユーロ(約2.6兆円)超、かつ、利益率が10%超の多国籍企業。
  - ※ 売上閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ(約1.3兆円)に引下げ。
  - ※ 上記閾値を満たすセグメントがある場合には、例外的にセグメント単位で課税。

### 【配分割合】

- ・ 売上の10%を超える超過利益の25%を、ネクサス(課税根拠)を有する市場国に売上等に応じて配分。

### 【ネクサス(課税根拠)】

- ・ 市場国での100万ユーロ(約1.3億円)以上の売上。
  - ※ GDPが400億ユーロ(約5.2兆円)未満の国は25万ユーロ(約3,250万円)以上。

### 【税の安定性】

- ・ 市場国への利益配分に関連する争点について、義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを導入。

### 【一方的措置】

- ・ 第1の柱を実施するために今後策定する多国間条約において、全ての企業に対する全てのデジタルサービス税等を廃止し、将来にわたり導入しないことを定める。

### 【実施目標】

- ・ 2022年に多国間条約策定・署名、2023年から制度実施。

## 第2の柱

### 【課税対象】

- ・ 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業(国別報告事項の対象となる企業と同水準)。

### 【最低税率(実効税率)】

- ・ 最低税率(実効税率ベース)は、15%。

※ 実効税率は、子会社等所在の国毎に算定し、15%で計算した税額との差分を最終親会社に上乗せ課税

### 【適用除外】

- ・ 対象所得から、有形資産(簿価)と支払給与の5%を除外(当初10年間は特例措置あり)。

※ 有形資産(簿価)については、導入時は8%とし、当初5年間は0.2%、その後5年間は0.4%の割合で逡減。

支払給与については、導入時は10%とし、当初5年間は0.2%、その後5年間は0.8%の割合で逡減。

### 【米国GILTI税制との共存】

- ・ 米国GILTI(米国外軽課税無形資産所得)税制との共存の条件を検討。

### 【実施目標】

- ・ 2022年各国国内法改正、所得合算ルールは2023年、軽課税支払ルールは2024年から実施(導入は各国の任意)。

10月8日にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」が公表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明」及び「詳細な実施計画」に示された最終的な政治的合意は、より安定的で公正な国際課税制度を確立する歴史的な成果である。我々は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」に対して、2023年に新たな課税ルールがグローバルなレベルで発効することを確保するため、「詳細な実施計画」で合意された通りに、モデル規定と多国間協定を迅速に策定することを求める。

# 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)

《市場国》

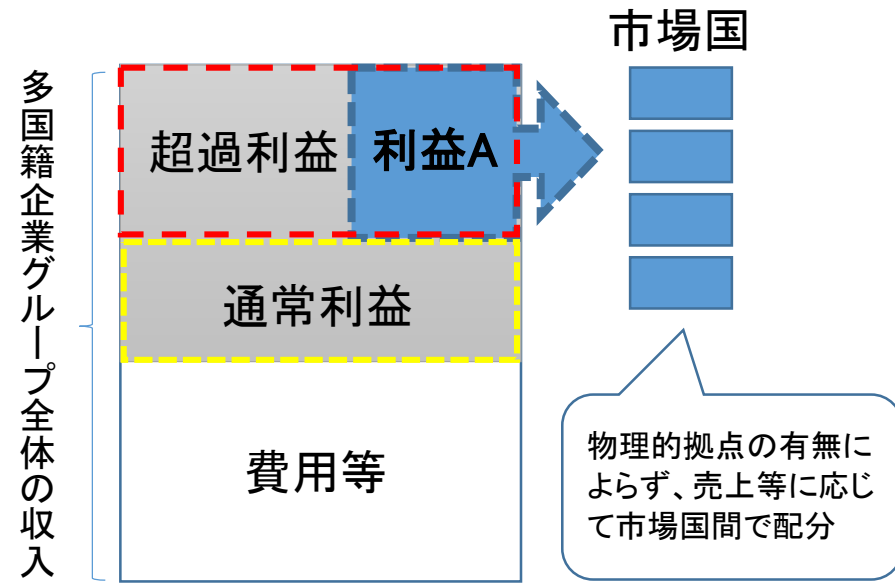
《企業所在地国》



税務当局

- ・ 物理的拠点がなため課税できない
- ・ 市場国で生み出された価値に見合った課税ができない

- 「課税対象 (scope)」は、売上高200億ユーロ (約2.6兆円)超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業(全世界で100社程度)
- 大規模な多国籍企業グループの利益率10%を超える超過利益の25%を市場国に配分



【通常利益】  
収入の10%

【超過利益】  
通常利益を  
超える利益

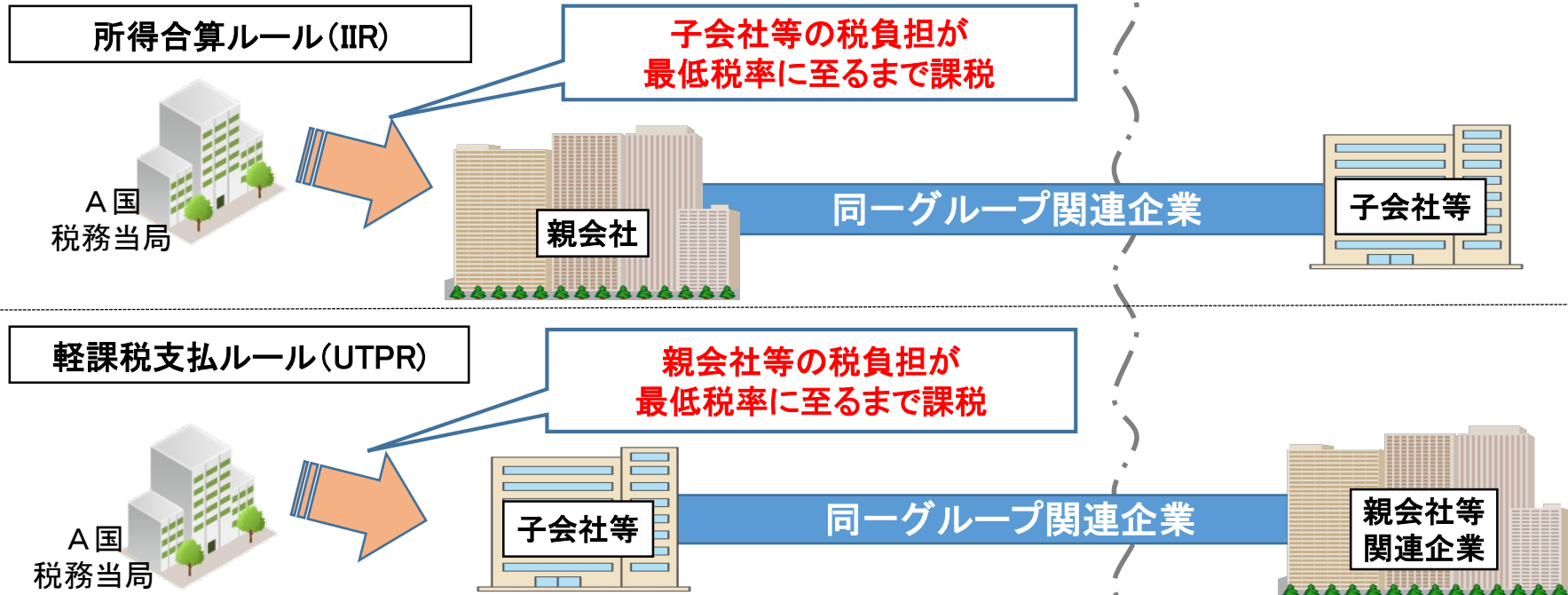
【利益A】  
超過利益の  
25%

## 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 全ての多国籍企業グループが最低限の法人税負担をすることを確保するため、以下のルール等を導入。これらのルールを合わせてGloBE(Global Anti-Base Erosion)ルールという。
  - 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業(国別報告事項の対象となる企業と同水準)が対象。
- (1) 所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)  
軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで親会社の国で課税
  - (2) 軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payment Rule)  
軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで子会社等の国で課税
- (注) 海外進出の初期段階にある多国籍企業は、GloBEルールの適用開始後5年間、UTPRの適用から除外される。

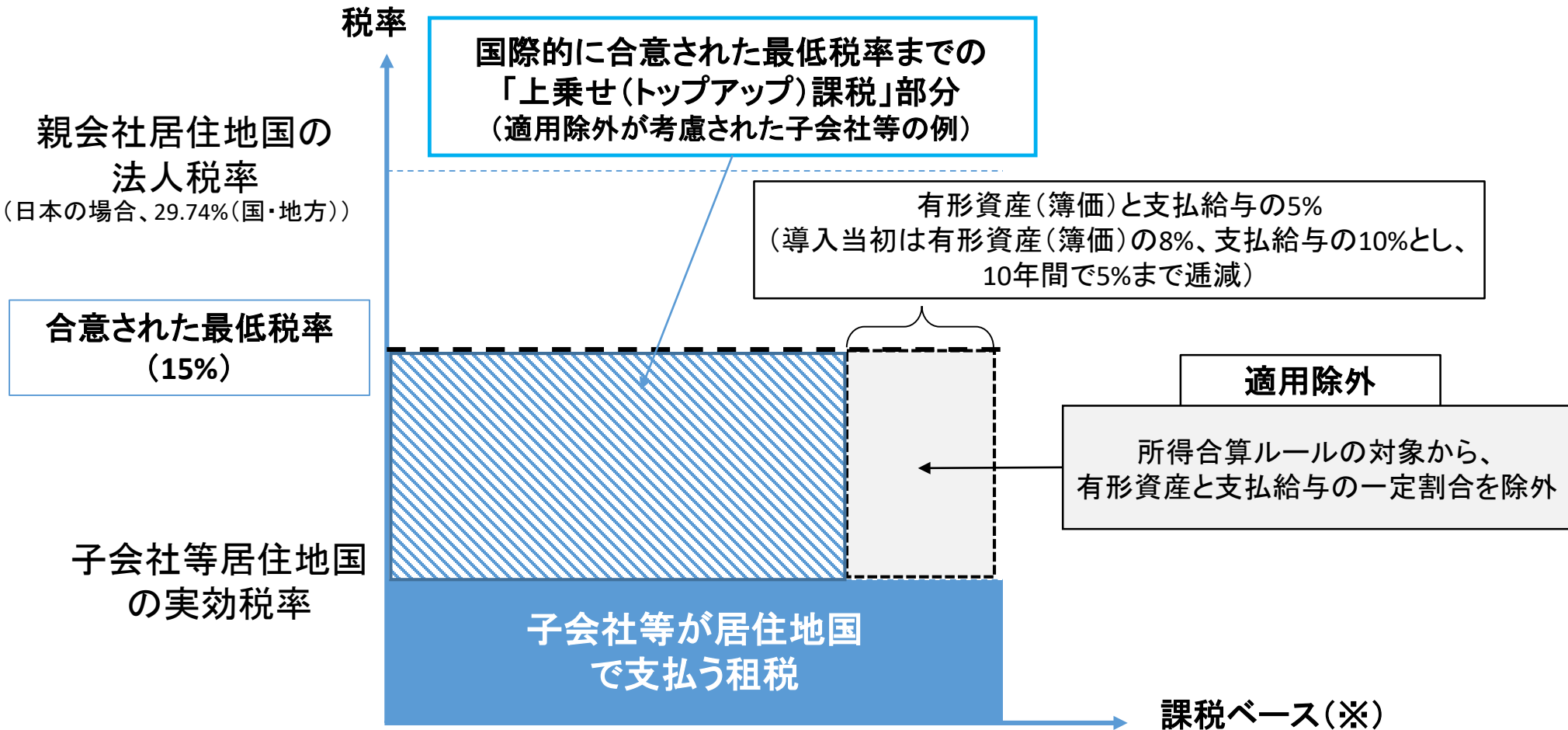
《 A国(通常の税率) 》

《 B国(軽課税国) 》



## 第2の柱(所得合算ルールイメージ)

軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度



(※)所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用